●使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）に関する資料（第一条関係）

改正後	改正前
（納入方法） 第四条　使用料等のうち、別表第二に掲げるものについては、千葉県収入証紙で納入するものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項又は千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る使用料等その他の知事が認める使用料等については、現金で納入することができる。 2～3　略	（納入方法） 第四条　使用料等のうち、別表第二に掲げるものについては、千葉県収入証紙で納入するものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項又は千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る使用料等については、当該申請等により得られた納付情報により、現金で納入することができる。 2～3　略

○使用料及び手数料条例施行規則に関する資料（第二条関係）

改正後	改正前
（納入方法） 第四条　使用料等のうち、別表第二に掲げるものについては、千葉県収入証紙規則を廃止する規則（令和八年千葉県規則第五十六号）による廃止前の千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）の規定による千葉県収入証紙で納入することができる。 2～3　略	（納入方法） 第四条　使用料等のうち、別表第二に掲げるものについては、千葉県収入証紙で納入するものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項又は千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る使用料等その他の知事が認める使用料等については、現金で納入することができる。 2～3　略

○使用料及び手数料条例施行規則に関する資料（第三条関係）

改正後	改正前
第四条　削除	（納入方法） 第四条　使用料等のうち、別表第二に掲げるものについては、千葉県収入証紙規則を廃止する規則（令和八年千葉県規則第五十六号）による廃止前の千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）の規定による千葉県収入証紙で納入することができる。 2　使用料等のうち、別表第二に掲げるもの以外のものについては、現金で納入するものとする。 3　前各項の規定は、使用料等を納入通知書により納入することを妨げるものではない。 4　第二項の規定により現金により納入すべき使用料等は、知事の指定する者に納入するものとする。
別表第二　削除	別表第二（第四条第一項）